

	医政発第 0327039 号
	平成 21 年 3 月 27 日
一部改正	医政発 0324 第 25 号
	平成 22 年 3 月 24 日
一部改正	医政発 0329 第 31 号
	平成 23 年 3 月 29 日
一部改正	医政発 0515 第 1 号
	平成 25 年 5 月 15 日
一部改正	医政発 0320 第 21 号
	平成 26 年 3 月 20 日

地域医療対策事業実施要綱

第 1 医療連携体制推進事業

1. 目的

本事業は、主要な事業（がん対策、脳卒中对策、急性心筋梗塞対策、糖尿病対策、救急医療対策、災害医療対策、へき地医療対策、周産期医療対策、小児救急医療を含む小児医療対策など）ごとの医療連携提供体制を構築することを目的とするとともに、医療従事者と患者・家族等地域住民の相互理解による信頼関係の構築を図る。

2. 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。ただし、都道府県は、地域医師会等に委託することができることとする。

3. 実施地域

本事業の実施地域については、従来の二次医療圏にしばられるものではなく、1で掲げている主要な事業ごとに完結する地域とする。

4. 事業内容

都道府県は、主要な事業ごとの医療連携体制を構築するために必要な下記の事業を行うものとする。

(1) 各医療機関の医療機能を適切に情報提供するための事業

急性期から回復期、在宅医療に至るまでの適切な医療サービスが切れ目なく提供するための事業

ア 主要な事業ごとの具体的な治療連携計画による機能分担

イ かかりつけ医相談窓口の設置

ウ 医療連携窓口の設置

エ 住民向けの受診のあり方等に関する啓発、I T（ホームページ、携帯電話等）等の活用による情報提供

オ I T（電子メール、ホームページ、電子カルテ）等の活用による診療連携

カ 医療機関診療機能データベースの作成、医療機能や医療提供体制の分析・評価

- キ 乳幼児の保護者等に対する小児の急病時の対応方法等についての講習会の実施及びガイドブックの作成・配布
- ク 産科セミオープンシステムの導入
- ケ 救急医療の向上のための情報収集・分析・評価
- コ 医療従事者と患者・家族等地域住民との対話集会・懇談会の開催
- サ 救急の際に円滑な搬送先の選定や医療機関での迅速な治療の開始に資する救急医療情報キット等の活用
- シ その他

(2) 地域の医療従事者などの人材養成に向けての事業

- ア 医療従事者向けの研修会の実施
- イ 合同症例検討会の実施
- ウ その他

5. 協議会の設置

- (1) この事業の円滑な推進を図るため、事業実施地域ごとに医療連携体制協議会を設置し、医療計画と整合性のある運営に努めるものとする。
- (2) 医療連携体制協議会の構成は、住民、診療に関与する者、保健事業を実施する者、介護サービス事業者、地域医師会、都道府県、保健所、市町村等に所属するものから構成するものとする。

6. 経費の負担

都道府県がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が定める「医療提供体制推進事業費補助金交付要綱」に基づき、事業内容を勘案の上、予算の範囲内で国庫補助を行うこととする。

7. その他

- (1) 都道府県は、この事業を実施するにあたり都道府県医師会と協議を行うものとし、地域医師会等の協力を得て、実施するものとする。
- (2) 都道府県は、別に定めるところにより、事業の実施状況等を厚生労働大臣に報告するものとする。